

不利益処分の処分基準 総括表

部名 水道部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
1	業務課	岩見沢市水道事業給水条例	28-2	給水装置工事の設計審査・工事しゅん工検査・指定給水装置工事業者の指定に係る手数料の徴収	○	○	
2	業務課	岩見沢市水道事業給水条例	30の2-2	簡易専用水道検査手数料の徴収	○	○	
3	業務課	岩見沢市水道事業給水条例	30の3-2	貯水槽水道の検査手数料の徴収	○	○	
4	業務課	岩見沢市下水道条例	12、13	下水道使用料の徴収	○	○	
5	業務課	岩見沢市農業集落排水施設条例	9、9の2	岩見沢市農業集落排水施設使用料の徴収	○	○	
6	業務課	岩見沢市都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金に関する条例	4	下水道事業受益者負担金及び分担金の徴収	○	○	
7	業務課	岩見沢市農業集落排水施設条例	11	農業集落排水事業受益者分担金の徴収	○	○	
8	業務課	岩見沢市下水道条例 岩見沢市農業集落排水施設条例	16 8	排水設備及び除害施設の設計審査及びしゅん工検査手数料の徴収	○	○	
9	業務課	岩見沢市指定給水装置工事業者規則	6、7	指定給水装置工事業者の指定の取消し等	○	○	
10	業務課	岩見沢市排水設備工事業者規則	8、9	指定排水設備工事業者の指定の取消し等	○	○	
11	業務課	岩見沢市下水道条例	15の2、附則3	下水道使用料の延滞金の納付等	○	○	
12	業務課	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-9 11	上下水道施設の行政財産の目的外使用許可の取消し等	○	○	
13	業務課	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9、別表第1、別表第2	上下水道施設の行政財産の目的外使用料の徴収	○	○	
14	業務課	岩見沢市公有財産規則	19	上下水道施設の行政財産の目的外使用に係る損害賠償の命令	○	○	
15	業務課	岩見沢市公有財産規則	18	上下水道施設の行政財産の目的外使用許可に係る原状回復の義務	○	○	

不利益処分の処分基準 総括表

No.		課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
16	業務課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	上下水道施設の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○		
17	業務課	下水道法 岩見沢市下水道条例施行規則	11の3 4	水洗便所への改造命令	○	○		
18	業務課	下水道法 岩見沢市下水道条例	12-2 6	特定事業所からの下水の排除の命令	○	○		
19	業務課	岩見沢市下水道条例	11の2	公共下水道への排除の制限	○	○		
1	下水道課	岩見沢市下水道条例	26	占用許可に係る現状回復命令	○	○		
2	下水道課	下水道法	18の2	水質汚濁原因者への特定賦課金の納付に要する費用負担命令	○	○		
3	下水道課	岩見沢市下水道条例	19-2	改築工事原因者等に対する撤去・改修の費用負担命令	○	○		
4	下水道課	下水道法	18	施設損傷者への工事費用負担命令	○	○		
5	下水道課	地方自治法 岩見沢市下水道条例	14-3、228-3 20、21	下水道の管理等に係る過料の賦課処分	○	○		

No.		課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無	処分基準の公表の有無	備考
16	業務課	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	上下水道施設の行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分	○	○		
17	業務課	下水道法 岩見沢市下水道条例施行規則	11の3 4	水洗便所への改造命令	○	○		
18	業務課	下水道法 岩見沢市下水道条例	12-2 6	特定事業所からの下水の排除の命令	○	○		
19	業務課	岩見沢市下水道条例	11の2	公共下水道への排除の制限	○	○		
1	下水道課	岩見沢市下水道条例	26	占用許可に係る現状回復命令	○	○		
2	下水道課	下水道法	18の2	水質汚濁原因者への特定賦課金の納付に要する費用負担命令	○	○		
3	下水道課	岩見沢市下水道条例	19-2	改築工事原因者等に対する撤去・改修の費用負担命令	○	○		
4	下水道課	下水道法	18	施設損傷者への工事費用負担命令	○	○		
5	下水道課	地方自治法 岩見沢市下水道条例	14-3、228-3 20、21	下水道の管理等に係る過料の賦課処分	○	○		